

あなたの身の回りの看板は大丈夫ですか？

9月1日(火)～10日(木)は「屋外広告物適正化旬間しゅんかん」です

都市計画課都市計画係 ☎(63)2209

屋外広告物とは

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことであり、具体的には看板や立看板、貼り紙などを指します。

まちの中で何気なく目にすることも多い屋外広告物ですが、表示する際にはルールがあるほか、市の許可が必要になる場合もあります。

適切に管理しましょう

平成27年2月には、札幌市の飲食店で看板の一部が落下し、近くを歩いていた女性が、意識不

明の重体となる事故が発生するなど、近年、屋外広告物の安全確保が問題となっています。

このような事故を防ぐためには、屋外広告物の適切な管理が必要不可欠です。そのため、屋外広告物の設置者は、定期的な安全点検を行うことが義務づけられています。

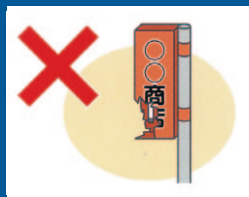
日頃の安全点検と専門家による定期的な点検・メンテナンスを欠かさず行うことで、良好な景観の形成を推進し、屋外広告物による事故を未然に防ぎましょう。

また、地域や広告物の種類によって掲示基準が異なりますので、屋外広告物を掲示する際は、必ず市にご相談ください。

⚠️ このような状態の屋外広告物はルール違反です ⚠️



汚れたり、塗料がはがれたりしている



破損している



落下の恐れがある



交通の安全を阻害する恐れがある